



議案第1号～6号

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(通称：都市計画区域マスタープラン)
の変更について

- 中部圏域
- 東臼杵・西臼杵圏域
- 北諸県圏域
- 南那珂圏域
- 西諸県圏域
- 児湯圏域

(議案書 P4 ～ P9)

【説明内容】

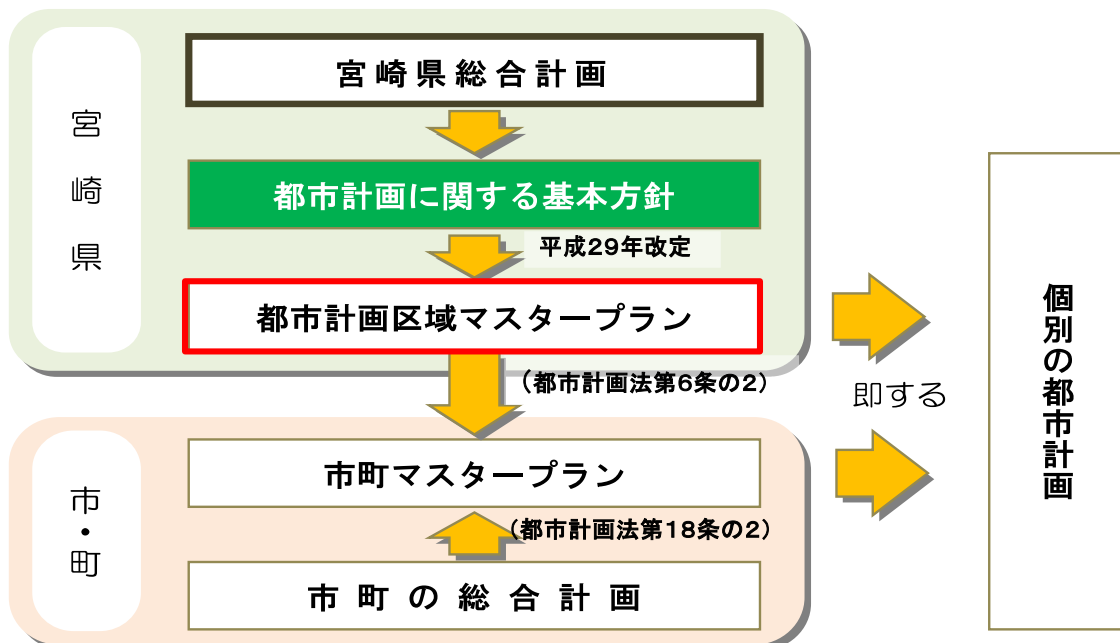
- 1 都市計画区域マスタープランの概要について
(区域マス)
- 2 第159回の審議会での御質問等について
- 3 都市計画区域マスタープランの改定案について
(区域マス)

3

1. 概要について

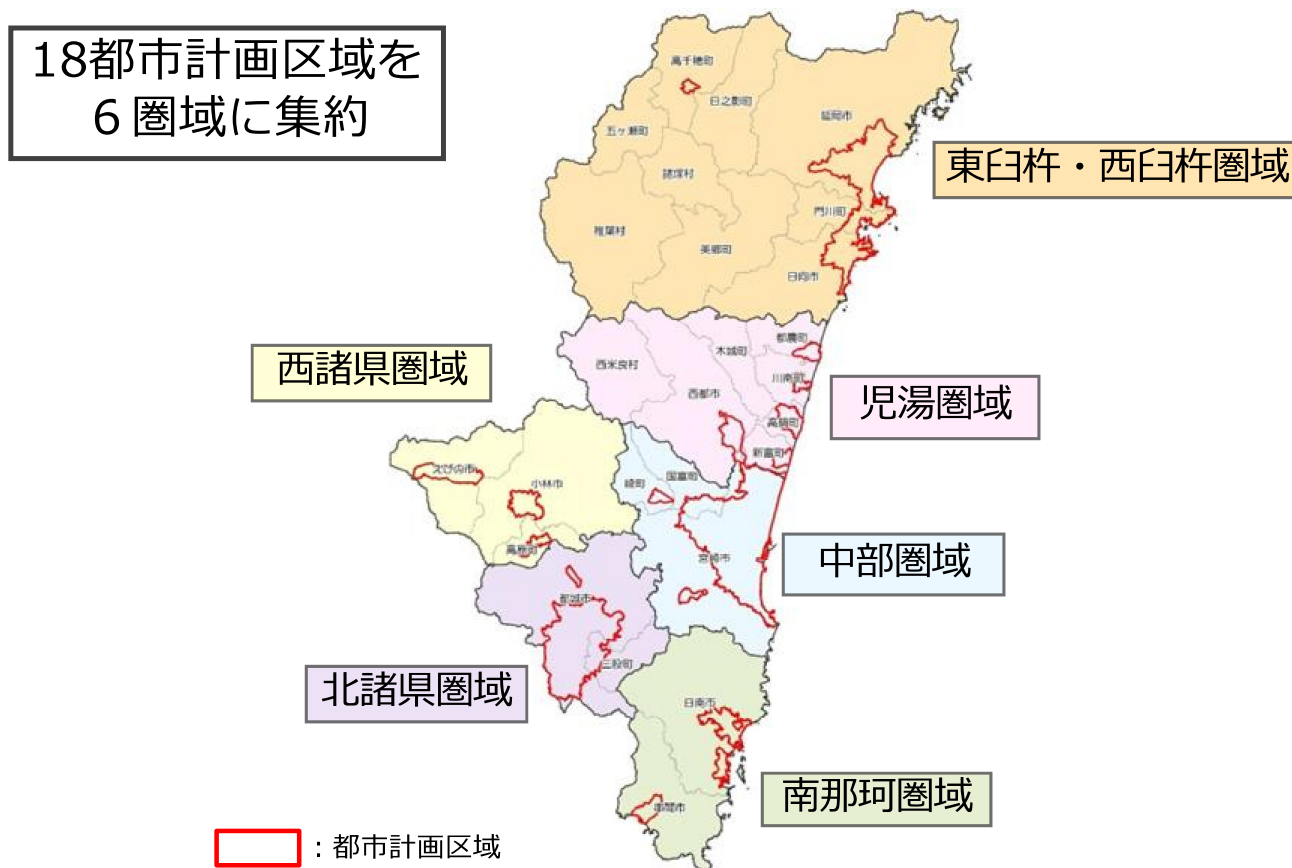
都市計画区域マスタープランの位置付け

中長期的な視点に立って都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示す



4

都市計画区域マスタープランの圏域図



5

都市計画区域マスタープランの構成

第1章 基本的事項

- ・ 全県的な都市計画の目標、将来の都市構造

第2章 都市計画の目標

- ・ 圏域毎の都市計画の課題、将来の方向性、拠点

第3章 区域区分の決定の有無及び定める際の方針

- ・ 区域区分の有無の判断、判断理由、市街地規模

第4章 主要な都市計画の決定方針

- ・ 個別の都市計画の決定方針
- ・ 市町マスに反映させる都市計画の基本的な方針

6

都市計画区域マスタープランの改定内容

今回の改定 ⇒

都市計画基礎調査、社会情勢の変化を踏まえ、**部分的**に内容の見直しを行うもの



広域的、根幹的な都市計画に関する事項のうち、

- ・ 区域区分の見直しに関するデータ
- ・ 主要な都市計画の決定方針

について、**一部変更を行う**。

7

都市計画区域マスタープランの改定内容

1. 概要について

【構成と記載事項】 赤文字：変更・追加の項目

別紙

<p>第1章 基本的事項</p> <p>第1節 都市計画区域マスタープランの位置づけ</p> <p>第2節 本県の目指す都市づくり</p> <p>宮崎県が目指す都市づくり</p> <p>豊かな自然環境と共生する。人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県下の発展につなげていくことを目指します。</p> <p>(3つの重点)</p> <p>自然環境との共生 都市づくりを担う多様な主体や地域部の連携 地域資源を生かした自立</p> <p>都市づくりの実現に向けた4つの基本方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域都市圏の形成 2 広域からひと交流圏の形成 3 安全で快適な都市の形成 4 小さなまち地域の形成 <p>都市づくりの実現に向けた3つの重点的な対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化 2 安全で快適な生活を送るための都市づくり 3 宮崎県の財産である豊かな自然環境や景観の保全 <p>第3節 本県の将来都市構造</p> <p>県内の6つの圏域を考慮して将来の都市構造のあり方を示す。</p> <p>拠点 … 広域拠点・圏域拠点・地域拠点 軸 … 広域連携軸・地域連携軸・水と緑の連携軸 ゾーン … 市街地形成ゾーン・農住共生ゾーン・自然保全ゾーン</p>	<p>第2章 都市計画の目標</p> <p>第1節 計画期間と範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画期間 2. 都市計画区域の範囲と規模 <p>第2節 ○○圏域における都市づくりの基本方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ○○圏域の課題 ※ 3つの重点的な対応項目毎に、各圏域の課題について記載 2. ○○圏域の都市づくりの基本方向 【中部圏域の記載例】 <ul style="list-style-type: none"> ●基本方向1 県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成 ●基本方向2 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成 ●基本方向3 多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用 <p>第3節 地域毎の市街地像</p> <p>※ 第3節に記載している市街地・拠点の時点修正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「人のまわり」を形成する核となる市街地 <ol style="list-style-type: none"> (1) 圏域の拠点となる市街地 (2) 地域生活の中心となる市街地 (3) その他市街地 2. 産業や観光の拠点となる市街地 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工業拠点 (2) 流通業務拠点 (3) 観光拠点 (4) ICT等産業拠点 3. 既存集落 4. 連携軸 <p>第3章 区域区分(線引き制度)の決定の有無及び定める際の方針</p> <p>※ 人口・産業の規模について、数値を時点修正</p> <p>第1節 区域区分の有無</p> <p>第2節 区域区分を定める際の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目標年次に市街化区域・調整区域に配置される人口の規模 (2) 目標年次に市街化区域・調整区域に配置される産業の規模 	<p>第4章 主要な都市計画の決定方針</p> <p>※ 赤字の新たな都市施策等を反映 ※ 各節に記載している優先整備施設の時点修正</p> <p>第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針 2. 主要用途の配置方針 3. 市街地における建築物の密度構成に関する方針 4. 市街地における住宅整備の方針 5. 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 6. 市街地調整区域及び用途地域外の土地利用の方針 7. 美しい都市景観の保全・創出に関する方針 8. 大規模集客施設の適正立地に関する方針 9. 都市計画区域外における土地利用に関する方針 <p>第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通施設 2. 下水道及び河川 3. 公園、緑地等 4. その他都市施設 <p>第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 主要な市街地開発事業の決定の方針 2. 市街地整備の目標 <p>第4節 自然環境の整備又は保全に関する方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針 2. 主要な緑地等の配置の方針 3. 実現のための具体的な都市計画制度の方針 4. 主要な緑地等の確保目標 <p>第5節 防災都市づくりに関する方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針 【地震・津波災害】【豪雨・土砂災害】【火山災害】 2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針 3. 主要な施設の配置の方針 <p>第6節 都市計画の推進に関する方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針 2. 推進に関する方針 <p>巻末資料 事前復興まちづくりに向けて(概要) ※追加</p>
--	--	---

8

都市計画区域マスタープラン改定スケジュール

	令和5年度	令和6年度			令和7年度									令和8年度			
	3月	4~12月	2月	3月	4~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
都市計画区域 マスタープラン 策定手続き								パブ コメ 公 聴 会					案 の 縦 覧		国 と の 協 議	都 市 計 画 決 定 公 表 (告 示)	
都市計画審議会	報 告						素 案 報 告					原 案 報 告		諮 問			
専門委員会		●			●						●						

9

【説明内容】

- 1 都市計画区域マスタープランの概要について
(区域マス)
- 2 第159回の審議会での御質問等について
- 3 都市計画区域マスタープランの改定案について
(区域マス)

第159回都市計画審議会での御質問等

審議会委員御質問①：「区域マス」の上位計画について

「都市計画区域マスタープラン」の上位計画にあたる「宮崎県の総合計画」や「都市計画に関する基本方針」について、それぞれの計画の期間や更新の時期・タイミングを教えてください。

審議会委員御質問②：「流域治水」や「事前復興」の具現化について

「流域治水」や「事前復興」等の取組を、より具現化するため、県が事業者や住民に向けた施策や、バックアップを行っていく必要があると考えるが、どのように考えているか。

11

2. 前回の質問等について

宮崎県総合計画

人口減少問題への対応を中心に持続可能な活力ある宮崎県づくりに取り組むため、平成23年(2011年)に宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を策定。

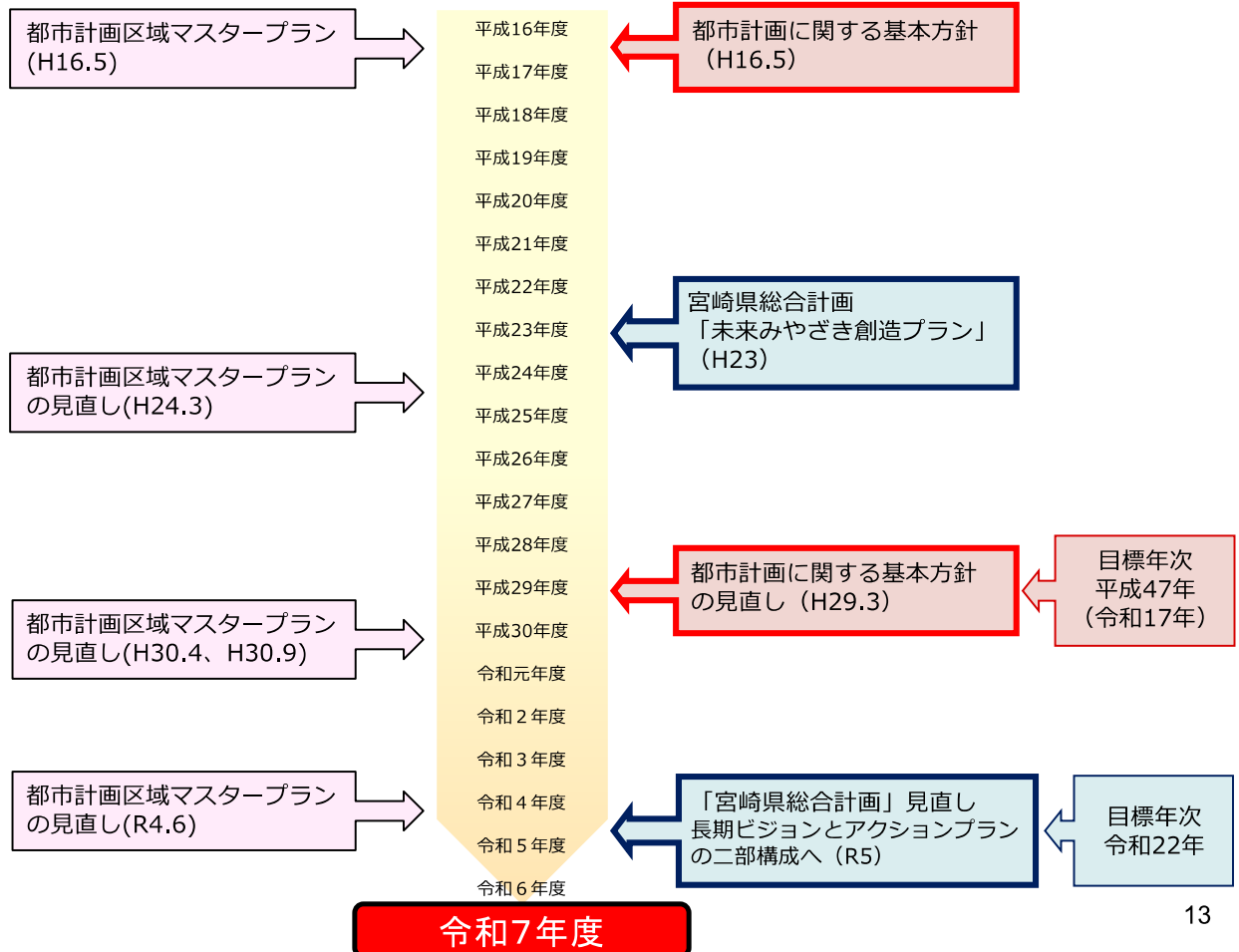
計画策定から10年以上が経過し、少子高齢・人口減少の更なる進行に加え、コロナ禍を契機としたデジタル化や気候変動問題の解決に向けた世界的な脱炭素化の動き等、社会情勢が著しく変化。

このような状況を踏まえ、本県が直面する様々な課題や今後の方向性を改めて整理し、令和22年(2040年)を展望した「長期ビジョン」と、今後4年間の実行計画となる「アクションプラン」を策定。

長期ビジョン (令和4年9月策定)	令和22年(2040年)に本県が目指す将来像と今後解決すべき課題や今後の方向性を示すもの
アクションプラン (令和5年6月策定)	長期ビジョンやデジタル田園都市国家構想等を踏まえながら、本県が直面する喫緊の課題に対して、令和5年度から令和8年度までに重点的、優先的に取り組む施策の内容や数値目標を明らかにしたもの

12

「宮崎県総合計画」や「都市計画に関する基本方針」の変遷について



13

審議会委員御質問②

「流域治水」や「事前復興」等の取組を、より具現化するため、県が事業者や住民に向けた施策や、バックアップを行う必要があると考えるが、どのようにしていこうと考えているか。

回答

「流域治水」については、特定都市河川の指定の動きがあり、指定後は、雨水浸透阻害行為の許可申請や、住民を交えた雨水対策等、様々な関係者が協働してやっていく動きが出てくると考えている。

また、「事前復興」については、「区域マス」への踏み込んだ記載をすることで、市町の「都市マス」の改定や防災指針等を更新する際に、事前復興まちづくりをより具体的に、県全体で取り組んでいきたいと考えている。

14

【説明内容】

1 都市計画区域マスタープランの概要について (区域マス)

2 第159回の審議会での御質問等について

3 都市計画区域マスタープランの改定案について (区域マス)

15

都市計画区域マスタープランの構成(再掲)

3. 改定について

【構成と記載事項】

第1章 基本的事項

第1節 都市計画区域マスタープランの位置づけ

第2節 本県の目指す都市づくり

第3節 本県の将来都市構造

県内の6つの圏域を考慮して将来の都市構造のあり方を示す。

拠点 … 広域拠点・圏域拠点・地域拠点
軸 … 広域連携軸・地域連携軸・水と緑の連携軸
ゾーン … 市街地形成ゾーン・居住共生ゾーン・自然保全ゾーン

第2章 都市計画の目標

第1節 計画期間と範囲

- 計画期間
- 都市計画区域の範囲と規模

第2節 ○○圏域における都市づくりの基本方向

- 圏域の課題
※ 3つの重点的な対応項目毎に、各圏域の課題について記載
- 圏域の都市づくりの基本方向 [中部圏域の記載例]
●基本方向1
県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成
●基本方向2
自然や田園と共存した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
●基本方向3
多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用

第3節 地域毎の市街地像

※ 第3節に記載している市街地・拠点の時点修正

- 「人のまとまり」を形成する核となる市街地
(1) 圏域の拠点となる市街地
(2) 地域生活の中心となる市街地
(3) その他市街地
- 産業や観光の拠点となる市街地
(1) 工業拠点
(2) 流通業務拠点
(3) 観光拠点
(4) ICT等産業拠点
- 既存集落
- 連携軸

第4章 主要な都市計画の決定方針

※ [赤字]の新たな都市施策等を反映
※ 各節に記載している優先整備施設の時点修正

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

- 基本方針
- 主要用途の配置方針
- 市街地における建築物の密度構成に関する方針
- 市街地における住宅整備の方針
- 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
- 市街地調整区域及び用途地域外の土地利用の方針
- 美しい都市景観の保全・創出に関する方針
- 大規模集客施設の適正立地に関する方針
- 都市計画区域外における土地利用に関する方針

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

- 交通施設
- 下水道及び河川
- 公園、緑地等
- その他都市施設

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

- 主要な市街地開発事業の決定の方針
- 市街地整備の目標

第4節 自然環境の整備又は保全に関する方針

- 基本方針
- 主要な緑地等の配置の方針
- 実現のための具体的な都市計画制度の方針
- 主要な緑地等の確保目標

第5節 防災都市づくりに関する方針

- 基本方針
【地震・津波災害】【豪雨・土砂災害】【火山災害】
- 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針
- 主要な施設の配置の方針

第6節 都市計画の推進に関する方針

- 基本方針
- 推進に関する方針

巻末資料 事前復興まちづくりに向けて(概要) ※追加

第3章 区域区分(線引き制度)の決定の有無及び定める際の方針

※ 人口・産業の規模について、数値を時点修正

第1節 区域区分の有無

第2節 区域区分を定める際の方針

- 目標年次に市街化区域・調整区域に配置される人口の規模
- 目標年次に市街化区域・調整区域に配置される産業の規模

16

都市計画区域マスタープランの改定内容

区域区分（線引き制度）の概要

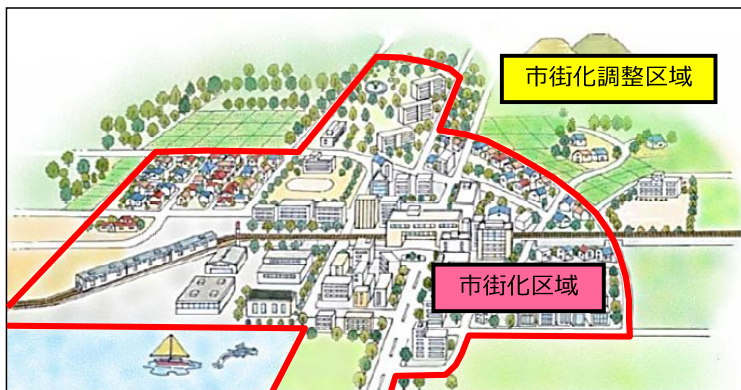
都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため**必要があるときは**、都市計画に、**市街化区域**と**市街化調整区域**との区分を定めることができる。（都市計画法第7条）

市街化区域

- 1) 既に市街地を形成している区域
- 2) 概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域

- 1) 市街化を抑制すべき区域

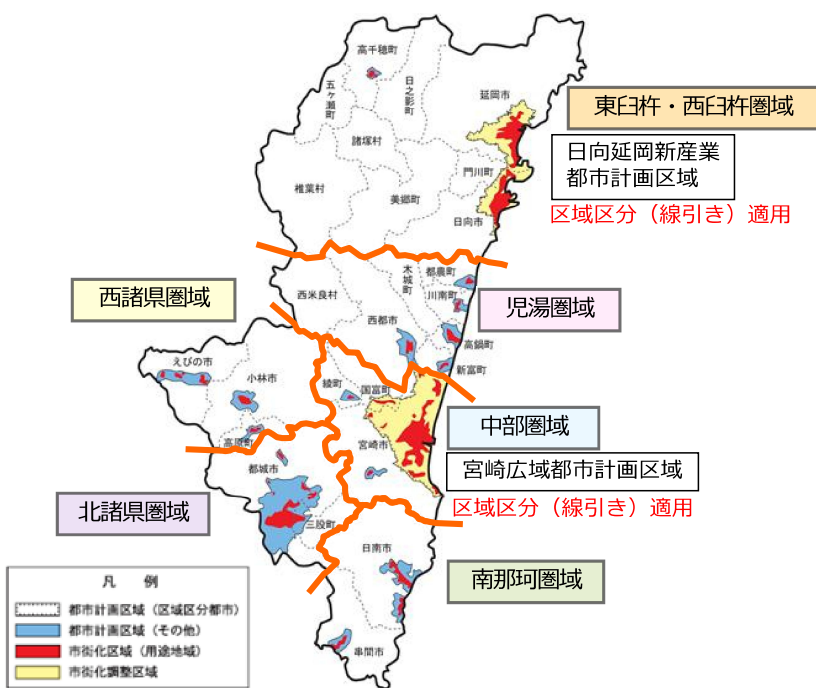


区域区分のイメージ図



「区域区分の必要性の判断」、「必要な場合の規模設定の方針」は、都市計画区域マスタープランにおいて定める。

区域区分の有無



圏域名	都市計画区域名	区域区分
東臼杵・西臼杵	日向延岡新産業	有
	高千穂	無
児湯	西部	無
	高鍋	無
	新富	無
	川南	無
	都農	無
中部	宮崎広域	有
	田野	無
	綾	無
西諸島	小林	無
	えびの	無
	高原	無
北諸島	都城広域	無
	高崎	無
南那珂	日南	無
	南郷	無
	串間	無

区域区分の有無の判断

概ね10年後の人口、産業活動、土地利用の将来予測に基づき判断する。



すべての都市計画区域において、**現行の区域区分の有無を維持する。**

【構成と記載事項】

第1章 基本的事項

第1節 都市計画区域マスタープランの位置づけ

第2節 本県の目指す都市づくり

宮崎県が目指す都市づくり
豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県下の発展につなげていくことを目指します。

(3つの拠点)
自然環境との共生
都市づくりを担う多様な主体や地域資源を生かした自立
地域資源を生かした自立
地域部の連携

都市づくりの実現に向けた4つの基本方向

- 1 広域都市圏の形成
- 2 広域からひと交流圏の形成
- 3 安全で快適な都市の形成
- 4 小さな地域部の形成

都市づくりと県外方向実現に向けた3つの重点的な対応

- 1 県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化
- 2 安全で快適な生活を送るための都市づくり
- 3 宮崎県の財産である豊かな自然環境や景観の保全

第3節 本県の将来都市構造

県内の6つの圏域を考慮して将来の都市構造のあり方を示す。

拠点 … 広域拠点・圏域拠点・地域拠点
軸 … 広域連携軸・地域連携軸・水と緑の連携軸
ゾーン … 市街地形成ゾーン・居住共生ゾーン・自然保全ゾーン

第2章 都市計画の目標

第1節 計画期間と範囲

1. 計画期間
2. 都市計画区域の範囲と規模

第2節 ○○圏域における都市づくりの基本方向

1. ○○圏域の課題
※ 3つの重点的な対応項目毎に、各圏域の課題について記載
2. ○○圏域の都市づくりの基本方向 【中部圏域の記載例】
 - 基本方向1
県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成
 - 基本方向2
自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
 - 基本方向3
多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用

第3節 地域毎の市街地像

※ 第3節に記載している市街地・拠点の時点修正

1. 「人のまとまり」を形成する核となる市街地
 - (1) 圏域の拠点となる市街地
 - (2) 地域生活の中心となる市街地
 - (3) その他市街地
2. 産業や観光の拠点となる市街地
 - (1) 工業拠点
 - (2) 流通業務拠点
 - (3) 観光拠点
 - (4) ICT等産業拠点
3. 既存集落
4. 連携軸

第3章 区域区分(線引き制度)の決定の有無及び定める際の方針

※ 人口・産業の規模について、数値を時点修正

第1節 区域区分の有無

第2節 区域区分を定める際の方針

- (1) 目標年次に市街化区域・調整区域に配置される人口の規模
- (2) 目標年次に市街化区域・調整区域に配置される産業の規模

第4章 主要な都市計画の決定方針

※ 赤字の新たな都市施策等を反映
※ 各節に記載している優先整備施設の時点修正

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1. 基本方針
2. 主要用途の配置方針
3. 市街地における建築物の密度構成に関する方針
4. 市街地における住宅整備の方針
5. 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
6. 市街地調整区域及び用途地域外の土地利用の方針
7. 美しい都市景観の保全・創出に関する方針
8. 大規模集客施設の適正立地に関する方針
9. 都市計画区域外における土地利用に関する方針

都市緑地法

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

1. 交通施設
2. 下水道及び河川
3. 公園、緑地等
4. その他都市施設

都市緑地法 流域治水

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針
2. 市街地整備の目標

都市緑地法

第4節 自然環境の整備又は保全に関する方針

1. 基本方針
2. 主要な緑地等の配置の方針
3. 実現するための具体的な都市計画制度の方針
4. 主要な緑地等の確保目標

都市緑地法

第5節 防災都市づくりに関する方針

1. 基本方針
【地震・津波災害】【豪雨・土砂災害】【火山災害】
2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針
3. 主要な施設の配置の方針

流域治水 事前復興まちづくり

第6節 都市計画の推進に関する方針

1. 基本方針
2. 推進に関する方針

巻末資料 事前復興まちづくりに向けて(概要) ※追加

都市計画区域マスタープランの追加要素1

I.

都市緑地法



- ①緑地の、質・量両面の確保のためのまちづくりの方針を追加
- ②都市施設や市街地開発事業の整備等に関する都市計画の決定方針について、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮することを明記。

II.

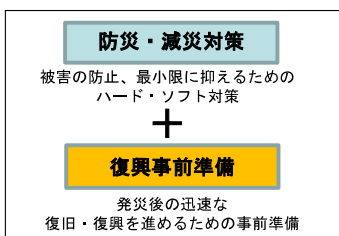
流域治水



- ①あらゆる関係者が協働し、特定都市河川の指定や貯留機能の整備・保全に取り組む方針を追加
- ②一団地の都市安全確保施設の位置づけや整備方針を追加

III.

事前復興まちづくり



- ①多様な主体が連携して「事前復興まちづくり計画」の取組を推進することを追加
- ②宮崎県が想定すべき災害や、地域特性、「事前復興まちづくり計画」の記載事項等を新たに追加

都市計画区域マスタープラン改定スケジュール

	令和5年度	令和6年度			令和7年度									令和8年度			
	3月	4~12月	2月	3月	4~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
都市計画区域 マスタープラン 策定手続き								パ ブ コ メ 公 聴 会					案 の 縦 覧		国 と の 協 議	公 表 （ 告 示 ）	都 市 計 画 決 定
都市計画審議会	報 告						素 案 報 告					原 案 報 告		諮 問			
専門委員会		●			●						●						